# 序章

# 紛争後の国家形成における和解の課題

# 佐藤 章

要約:本研究会は、近年の紛争事例のなかからアフリカと中東における紛争経験国を事例国として取り上げ、最新動向の具体的な検討を通して、両地域を対象とする地域研究への貢献を目指すと同時に、相互比較を土台にした理論的知見を導出することを目的としている。本章は、本研究会の中間報告の序章として、研究会の構想について詳しく述べるものである。ここではとくに、紛争勃発後の時代を問う新しい着眼点である国家形成の考え方、国家形成という着眼点における和解の位置づけ、本研究における和解の基本的イメージ、従来の研究でとりわけ重視されてきた正義(司法的裁きの追求)と和解の関係について考察を行う。これにより、現時点までで考えうる事例分析のための問題意識と今後の課題を示す。

キーワード:紛争 国家形成 和解 正義 政治的なるもの

#### はじめに

本報告書は、アジア経済研究所地域研究センターの基礎研究事業として 2011 年度から実施している共同研究会「紛争と和解――アフリカ・中東からの視角――」の中間報告である。本研究会は、2009~10 年度に実施した「アフリカ・中東における紛争と国家形成」研究会の成果(佐藤編 [2012])を踏まえ、紛争勃発後の時代を一種の国家形成プロセスとして捉える認識に立ち、そこで和解がどのようにかかわっているのかを事例研究を通して考察しようとするものである。そこでのねらいは、従来の研究で力点が置かれてきた人権侵害の歴史的清算や記憶の再構築(具体的には真実委員会や移行期正義を通して追究された)だけでなく、制度の再構築(司法はもとより、警察・検察ならびにそれを指揮監督する政府も含む)、民主主義の機能(正義や平等の実現に深く関わる)といった領域を視野に入れながら、なんらかの社会統合(市民的平等にもとづく統合もしくは国民統合)の確立とし

て帰結する和解が、実現に至るまでに国家形成上のさまざまな側面と緊密に結びついていることを解明することに置かれている。

本研究会は、世界各地で生じている近年の紛争事例のなかから、アフリカと中東における紛争経験国を事例国として取り上げている。1990年代以降、紛争多発地帯の様相を呈したこの両地域は、今日の紛争問題を考えるうえでとりわけ重要な意味を持っている。本研究では、この両地域からそれぞれいくつかの事例国を選択し(ソマリア、イラク、シラク、ケニア、南アフリカ)、その最新の動向について具体的な検討を行っている。これによりこの両地域の地域研究(とりわけ紛争研究、現代政治研究)への貢献を目指すと同時に、相互比較を土台にした理論的知見を導出することも本研究会の目的のひとつである。

本研究会の中間報告の序章として、本章は、本研究会の構想について詳しく述べようとするものである。本章の構成は以下のとおりである。まず第1節では、紛争勃発後の時代を問う新しい着眼点である国家形成について整理し、本研究で紛争と和解の問題を考えるうえでの基盤となる認識を提示する。次に第2節では、国家形成という着眼点における和解の位置づけについて述べる。第3節では、本研究における和解の基本的イメージを示す。「未完のプロジェクト」と「触媒アプローチ」がここでのキーワードである。次いで、第4節では、従来の研究でとりわけ重視されてきた正義(司法的裁きの追求)と和解の関係について考察を行い、現時点までで考えうる事例分析のための問題意識の一端を示すこととする。最後に、「おわりに」では、本研究会の構想をさらに精緻なものとするための課題について言及する。なお、本報告書所収の個別論文の紹介については、各論文の冒頭に付された要約に譲ることとし、本序章においては割愛する。

#### 第1節 国家形成という着眼点

冒頭で述べたとおり、本研究会のテーマは、アフリカ・中東における紛争経験国を対象に、 紛争勃発後の時代を一種の国家形成プロセスとして捉える認識に立ち、そこで和解がどの ようにかかわっているのかを探ることにある。紛争と国家の関係を問ううえで、国家形成 が重要な着眼点となりうるという考えは佐藤 [2012] で論じたものを踏襲している。ここ ではそこでの主張を敷衍しながら、この考えについて改めて整理しておきたい。

国家形成が紛争研究の新たな着眼点として注目されるべきだという考えの基盤にあるのは、「紛争を単に破壊現象としてのみとらえるのではなく、政治と社会にかかわる包括的なアプローチとして捉え直し、国家との関係を探究する」という問題意識である。1990年代以降の世界的な紛争の多発状況に即応して発展を遂げてきた紛争研究では、平和構築と安全保障などの実践的な課題に照らして、国家建設――国家をどのように安定的に再建するか――が大きな焦点となってきた。これは、「紛争と国家」が、紛争研究における中核的な

問題系をなすに至ったことを意味している。他方で、実践的な取り組みが積み重ねられるなかで、国家建設を掲げる取り組みが直面する様々な問題も明らかになってきた。

『国家建設のジレンマ』(Paris and Sisk ed. [2009]) と題した本で編者のパリスとシスクは、マンデートと関与する時間が拡大の一途を辿ってきた、主に外部者が支援する国家建設の問題点として次のようなものを挙げる。曰く、内政干渉と受けとめられる懸念、「新しい信託統治」と見なされたり、実際にその通りになったりすること、外部者が大きなプレゼンスを占めるなかで「地元のオーナーシップ」が実現可能なのかという問題、外部のアクターや資源に依存する危険性、国家建設の振興は地元の伝統や期待を尊重しながら進められうるのかという問題、長期的な効果の問題(とくに選挙制度の選択に関して)、短期的な平和の維持と長期的な国家建設を同時に実現できる制度設計はどのようなものか、といったものである(Paris and Sisk [2009: 3])。これらの問題について、支援当事者は一定の認識を有してはいるが、その克服のための議論は表面的なものになりがちであり、ジレンマと矛盾に関する踏み込んだ検討が必要な時期に来ているとパリスらは主張する(Paris and Sisk [2009: 3])。

また、こういった実践的取り組みをめぐる問題だけでなく、国家建設を支える原理的前提に目を向け、そこではあらゆる国家が長期的には西欧諸国において実現されてきたような、リベラル民主主義体制へと収斂するとの考えがみられることに批判を向ける論者もいる(Hagmann and Hoehne [2009])。そのほか、被介入国側の社会的文脈に由来する偶発的な過程が惹き起こされることによって、外部支援者主導の国家建設の取り組みが当初のねらいとは異なる結果(しばしばそれはねらいに反したものである)を生みだすことに注意を促す指摘もなされている(Bliesemann de Guevara [2010])。

このように様々な問題点が指摘されている現状は、ここしばらくの紛争研究において重要な柱であった国家建設の考え方について再検討を要請している。そして、この研究上の背景を受けて本研究で注目するのが、国家形成である。この概念は、国家が形成されていくありようを、様々な領域に注目しながら、かつ歴史的な側面も加味してとらえるものだが、従来は欧米諸国の歴史的形成過程に関して使われてきた政治学上の用語である。しかし近年になって、これを紛争勃発後の国家の変容のあり方に適用しようとする動きが少しずつみられる(武内 [2009], Bliesemann de Guevara [2010])。そこにみられるのは政策上の、ないし規範的な意味合いを強く持つ国家建設の概念を批判的に継承しつつ、紛争勃発後の国家の動態をより広い視野で捉えようという志向性である。

筆者の認識では、紛争と国家の問題系を探究するうえで、国家形成という研究視点には大きく3つの利点がある(佐藤 [2012: 13-15])。第1に、行政機構やガバナンスなどの側面に主たる焦点が絞られがち国家建設の視点よりも、国家形成という視点のもとでは、社会や経済の側面も含めた、より包括的な領域を視野に入れることが可能になることである。第2に、国家形成は、国家建設という視点で語られてきた領域を包含する上位概念として

位置づけられるものであるため、国家建設という視点に基づく研究を排除せず、発展的に継承できることである。第3は、目標設定、政策立案、履行という政策的プロジェクトのパラダイムに依拠する国家建設の発想に対して、国家形成は、偶発的あるいは予想に反して起こった帰結を重視する歴史的アプローチとの親和性が高いことである。これらの利点により、国家形成という視点は、国家機構や制度へ注目しつつ、視野をそこに限定せずに、社会との包括的な関係性のなかで考えることを可能にするものと考えられる。

## 第2節 国家形成のプロセスとして和解をみる

国家形成という着眼点について確認したのに続き、次に、この着眼点における和解の位置づけについて述べたい。

紛争勃発後の平和構築において、和解が最も重要な課題の一つであることはいうまでもない。和解は、武力紛争に伴う敵対心や不正義感を解消・清算して社会に調和をもたらし、政治、制度、価値観などのさまざまな面での取り組みを通して、国家の一体性と社会的統合を持続的に維持していくことによって実現されるものとさしあたりここではイメージしておく。紛争状態からの脱却と国家の安定にとって要となる和解が、途上国を対象とする政治研究にとって重要な研究テーマであることは言うまでもない。紛争研究の立場から和解に焦点を当てることの意義は改めて説明するまでもないであろう。

他方、「和解 reconciliation とはあいまいな言葉であり、さまざまな思惑を投影される一方、あいまいであるがゆえの可能性として、複雑に入り組んだ対立を解きほぐす方途を託される言葉でもある」(阿部 [2007:5])とも指摘されるとおり、和解は意味内容の大きな広がりを持つ言葉である。このことは、和解にどのような意義が課され、どのような手段のもとでどのような変化がもたらされるのかは、それぞれの紛争国において独自のあり方を取ることを示唆する。

それぞれの紛争国における和解の固有性は、その個別具体的なありようを記述する作業を要請する。基本的に本研究で取り組みたいと考えるのはこの作業である。本研究では、何らかの基準に依拠して和解の進展度を政策的に評価する視点からは距離を置く。むしろ本研究が志すのは、紛争勃発後の時代を単なる災厄としてではなく、来るべき時代の国家と政治の諸条件が創出されていく国家形成の過程として捉える見地に立ち、和解の営みがその動態にどのように関与しているのかを実証的に記述し、現時点での分析を提示することにある。このために本研究では、和解を、紛争後社会における社会的統合の追求という側面からとらえ、その追求の諸手段として、制度構築、民主主義、司法、真実委員会などの活動を位置づけることとする。これにより、従来、とりわけ真実委員会や移行期正義を通して論じられてきた和解の問題を、ここに収まりきらない側面も視野に入れ、紛争後社

会において進行する包括的過程の中でとらえ直すのが狙いである。

## 第3節 和解――政治の強い影響下にある未完のプロジェクト――

さて、前節において本研究における和解のイメージが、さしあたり、「武力紛争に伴う敵対心や不正義感を解消・清算して社会に調和をもたらし、政治、制度、価値観などのさまざまな面での取り組みを通して、国家の一体性と社会的統合を持続的に維持していくことによって実現されるもの」であると述べた。ただし、このイメージは、「さしあたり」との留保を付けたとおり、論述上の操作的な定義にすぎない。言い換えればこのイメージは、和解を合目的的な過程として捉え、その過程内部にのみ視点を置いた定義である。しかし、本研究の趣旨はあくまで、紛争後社会において進行する包括的過程の中で和解を捉え直すことに置かれている。つまり、上記のようにイメージされる和解の過程の「外部」に積極的に目配りすることが本研究会の眼目である。別の表現を使えば、本研究会は、操作的にイメージされる和解の過程に注目しながらも、和解の内的な過程に視野を限定することなく、「相対化された現実」として描くことを目的とするものである。

和解を「相対化された現実」として捉えようとする本研究会の立場は、和解をめぐりきわめて複雑な様相が展開されている現実の情勢からも要請されることである。次にこの点について述べたい。「さしあたり」という留保付きで述べた意味での和解を、現実の平和構築過程において実現することには大きな困難が伴うのが常である。まず、武力紛争がおおむね停止した場合でも、組織や集団間の反目やこれに由来する小競り合いなどの敵対的な状況が続くことは往々にしてある¹。また、敵対的な状態が顕在化していない場合でも、潜在的な相互不信や警戒心が残ることもある。こういった潜在的な意識に配慮、対処しつつ国家運営を行うことは、紛争後の政権にとって常に大きな課題である²。

さらに、和解は紛争の特徴に由来した困難にも直面する。途上国で近年発生した武力紛争は、民族や宗教といった社会的亀裂を直截に反映した「わかりやすい」構図で展開されることはまれである。むしろ近年の紛争では、複数の武装勢力の割拠、これら勢力間の目まぐるしい関係の変化(連携と敵対)、外部からの軍事介入(周辺国軍、多国籍軍、国連・地域機構などによる平和維持部隊)、民間人を標的とする武力行使、政治勢力の支持者である民間人同士の抗争、治安部隊による鎮圧、しばしば素性不明の主体によって実行されるテロリズムなどが同時に起こる「複合的な政治的緊迫状況」(complex political emergencies。Goodhand and Hulme [1999])の様相をしばしば呈する。そこでは暴力の主体は多様化し、

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 例えば、アパルトヘイト廃絶後も人種差別が残っている南アフリカの例はその代表例として挙げられる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 例えば、大虐殺後のルワンダで政権を掌握したカガメ政権が強権的な姿勢を維持したの も、敵対心や不信感の封じ込めという側面を持つ。

対立の構図も錯綜する傾向を強めている(佐藤 [2012: 7])。構図が錯綜した紛争が終結した後の和解に向けた実践は、和解すべき当事者の確定や、数ある対立軸のうちどれを公的な課題として優先すべきかといった難しい問題に直面することとなる。

加えて、和解の実現困難さは、和解という概念に含意される「社会の調和」が、社会状態の記述概念としてはいささか漠然としたものであることとも関係がある。この漠然さゆえに、和解を掲げた政治的取り組みはしばしば特定の勢力(一般的には取り組みを担う政権)の政治的思惑に左右されやすい。政治的思惑は、取りあげられるべき問題の選択、解決策のあり方、恩赦や補償などの内容と対象者、取り組みの実施期間、政策の効果に対する評価など、和解を掲げる取り組みのあらゆる局面において介在してくる(例えば、コートジボワールで1970年に起こった中西部の分離独立運動は、当時の政権下では「存在しなかった」問題として封印された。再評価が必要だとの公的な見解が確立されたのは2000年になってのことである)。

政治的な思惑により責任追及や問い直しが「封印」されたこのようなケースでは、問題解決を求める異議申し立てが、当局によって逆に和解への逆行として指弾されるという転倒した事態さえ発生する。いささかアイロニカルなことながら、和解は、特定の勢力が自らの暴力行使を正当化する言説資源としても使われうるわけである。また、和解が完了したかどうかの認定は、国連や各国政府などの国際的な主体の態度を通して、国際的な次元でも問題になるものである。一般的に言って、戦後処理や平和構築過程に携わってきた外部介入者の撤退は、当該国における多くの問題が「解決済み」だとの外交的メッセージとして受けとめられかねないが、実際に問題が解決されているとは限らず、外交的な判断に基づく黙認でしかない場合がある。

さて、このような検討から明らかになるとおり、和解をめぐる現実は、政治的な側面を抜きにしては考えられないものである。和解をめぐる現象につきまとうこの政治性は、和解に、一種の未完のプロジェクトとしての性格を付与していると言ってよいだろう。ここまでで述べたことを敷衍しつつ言えば、和解のための取り組みは、社会のあり方に関する特定のイメージ(具体的には「調和」)を目標として着手されることとなるが、どのような状態が到達点なのかを実際的に定義し、判定する政治的コンセンサスを確立することは容易ではない。また、和解は、「調和」を目指すという含意に照らして、当然ながら社会全体での参画のもとで進められるべきものとしてイメージされうるが、具体的な事業や政策ターゲットをどのように設定すれば、社会全体における和解が推進されるのかを事前に構想することは難しい。さらに、仮に和解のための具体的なプログラムが政治的コンセンサスのもとで確立されたとしても、その執行プロセスが所期の通りに進行する保障はどこにもない。かくして、和解は、「何を、誰を対象に、いかなる手段で、いつまでに、どの程度なすべきか」をめぐる、到達点が明確に見えない過程として進展することになる。それがここで「未完のプロジェクト」ということの意味であり、本研究で考察したいのもまさに和

解のこのような性格についてなのである。

「未完のプロジェクト」としての性格に注目する本研究の立場は、和解をめぐる議論を整理するなかで阿部が摘出した「触媒アプローチ」と相似している。このアプローチは、「本当の和解」をゴールとして想定し、そこに至る条件を探ろうとするアプローチとは明確に区別されるものだと阿部は指摘する(阿部 [2011:11])。触媒アプローチは、「あいまいな和解の理念」を「触媒」として、「和解の意味または可能性に関する多様かつ持続的な論争」(阿部 [2011:10,12])が引き出されてくることそのものを重視し、規範的な意味合いにおける和解に反するような要素や側面も含めて、「和解の活動が社会をどのように変化させるのか」(阿部 [2011:4])に注目するものである。

以上の考察をまとめたい。繰り返し述べてきたとおり、本研究においては、紛争勃発後の社会における包括的過程のなかで和解がどのようにかかわっているのかが考察の焦点である。そこには紛争勃発後の社会における諸変化を、明示された目標と政策に照らしての進展度として捉える国家建設の見地からではなく、意図せざる結果や逸脱も含めた包括的な過程として捉える国家形成の見地から分析しようという理論的な狙いがある。この見地に則り、なんらかのゴールに向けて展開されるプロセスとして和解を捉えるのではなく、思惑を異にする各種アクターの相互作用の中で、恒常的に執り行われていく実践として和解を捉えることに、本研究の着眼点がある。これはいわば、事業としての側面よりも、現象としての側面に重きを置いて、和解をみる立場であり、この立場が和解をめぐる議論(触媒アプローチ)から遊離したものでなく、一定の共鳴関係を取り結びうることが阿部の整理から確認できる。これによって本研究の学術的意義はさらに正当化されるであろう。

#### 第4節 和解が要請される社会的背景——正義との関係をめぐって——

ここまで、紛争、国家、国家形成、和解という本研究での鍵概念についての基本的な考えを示してきた。以上に述べてきたことは、主査の問題提起と委員間の議論を通してほぼ 共有されたものであり、本研究会の初年度の作業の成果といえる内容である。

研究会の2年度目(最終年度)に向けては、以上の共有理解を踏まえ、事例分析のためのより具体的な問いを検討することが課題となる。この課題についての検討はまだ中途段階であるが、現時点までに浮上している論点のひとつに、「正義と和解」の関係をめぐるものがある。ここではその論点について予備的な考察を記しておくことにしたい。

和解は、古くから国家間関係――とくに旧交戦国間、旧宗主国・旧植民地間、分断国家間――に関する語彙として使われてきたが、1970年代末に始まるラテンアメリカでの民主化を契機に、過去の人権侵害の扱いをめぐる「国民和解」(national reconciliation)の課題が浮上したことによって、国内問題を語る語彙としても使用され始めた。アフリカでは、南

アフリカの「真実和解委員会」が「和解」を冠した最初の大々的な事業であるが、そのの ち、紛争経験国における平和構築の課題の一環として和解は語られるようになった。この ような形で論じられてきた和解は、国家間ではなく、国内問題として焦点となる(国民) 和解である<sup>3</sup>。

国内問題としての和解は、人権侵害事例に関する裁きをどうするかが大きな焦点となる ため、司法的手続きを通した正義の追求と深い関係を持っており、和解をめぐる研究にと ってもこの点は大きなテーマである。過去の人権侵害に対する責任追及は、法の支配の貫 徹という面からも、また、とりわけアフリカなどのように政治的有力者の不処罰 (impunity) が問題視されてきたことに照らしても、来るべき時代の社会的統合の追求にとって重要な 課題であることは間違いない。

ただし、ここで確認しておきたいのは、司法手続きを通した正義の貫徹が、実際上も研 究上も重要な課題であるにせよ、和解の名で語られうる課題のすべてではないということ である。この考えを示す上で参考にしたいのは、紛争後の社会再建という見地から、「和解」 と「正義」はむしろ「対置」されるものだとする阿部の議論である(阿部「2007:6])。

阿部はまず、近年発展途上地域で多発している紛争について、アクターの多様化や民間 人の参加・犠牲の増加、その結果としての極めて錯綜した紛争状況の現出といった点に特 徴があるとの認識を示す。この認識は前節で述べたとおり、本稿での紛争認識と共通する ものである。次いで阿部はこの認識を踏まえ、近年の紛争がこのような特徴を有すること によって、紛争終結後の社会再建が困難になっていることに注意をうながす(阿部「2007: 8])。具体的には、審理しきれないほど膨大な数の加害者の存在や、加害者/被害者の線引 きの困難さといった問題に直面して、司法が、「戦闘行為や不正な暴力、あるいはそれによ る被害の責任者を定め、その責任に見合う公正な裁きを下す」(阿部「2007:6])ことが不 可能な状態に陥っていることを阿部は指摘する。和解のための手段としてその役割が大き く期待される司法が、このような困難に直面して限界を露呈している状況に照らし、それ に代わる社会再建の方途として、和解という概念が要請されているのだというのが阿部の 主張である。

阿部が「対置」という表現により、和解と正義の相違を強調するのには、もちろん、南 アフリカの真実和解委員会の特質を摘出するという分析上の意図がある4。ただ南アフリカ の事例を超えて、ひろく紛争後社会の事例を扱おうとする本研究の主旨にとって、この「対

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> むろん、問題の性質は国内問題であるとはいえ、近年の(国民)和解は、国連や先進国 などによる積極的な外部者支援や国際法廷(国際刑事裁判所や特別法廷)の関与などに よって、国際的な次元を有するものであることは間違いない。

<sup>4</sup> さらに、ここで阿部が「対置」という表現を用いるのには、和解と正義では目指すもの の性質が根本的に異なるという問題も関係している。真実委員会と裁判所が同時に活動 した稀な例としてシエラレオネがあるが、補完関係を構築するのには大きな困難があっ たことが指摘されている(望月[2011])。

置」を手がかりにすることで、新しい理論的視野が開かれるように思う。改めて確認すると、阿部が「対置」という表現で主張しているのは、正義だけでは社会再建に限界がある 状況の到来を背景として和解という言葉が登場してきたという認識である。この認識から 次のような問題意識が導かれるのではないだろうか。すなわちそれは、「和解が語られると ころでは例外なく、正義(司法的手続きを通した裁き)が何らかの形で限界に直面してい るのではないか」という問題意識である。

むろん、本研究は、司法的手続きが和解の課題――本研究では社会的統合の追求――に 貢献し得ないと主張するものではない。ここで確認したいのは、正義の限界を踏まえたう えで和解が要請されているという社会的文脈であり、このような文脈にある社会を検討す るうえでは、和解こそを分析上の上位概念におき、正義をそのための手段として位置づけ ることが適切ではないかという点である。また、正義が限界に直面しているという状況認 識を持つことによって、各国の既存の司法制度の代わりに特別法廷や国際法廷が設置され るに至る経緯を、司法分野における限界の克服の試みとして理論的に位置づけることも期 待される。現時点での考察はさらなる精緻化が求められる段階にとどまってはいるが、「正 義と和解」に関して、その相克ないし緊張関係が重要な論点となることは、以上の予備的 な考察からも確認できるだろう。

#### おわりに

以上本章では、紛争、国家、国家形成、和解という本研究での鍵概念についての基本的な考えを示し、事例分析のためのより具体的な問いについても予備的な考察を行った。本章を終えるにあたり、本研究会の研究構想を深めるうえでの今後の課題について述べておくことにしたい。

今後の課題として最も重要なのは、本研究会で用いる和解という言葉の指示内容に関することである。この問題は前節での検討に明確に伺うことができる。正義と和解を「対置」させる阿部の議論では、和解という言葉は、司法的手続きではない手段を指す。具体的にはそれは、免責を旨とする真実委員会の取り組みのことを指し示している。他方で、本章の筆者の論述では、和解という言葉は、正義を一手段として包含する、より包括的な過程を指し示すものとして使われている。つまり、阿部の用語法における和解と、筆者の用語法における和解は水準が異なっているのであり、筆者の用語法における和解は、阿部のいう和解(真実委員会などを通した実践過程)に対しても上位概念としてイメージされうるものとなっている。言い換えれば、筆者の用語法は、和解をめぐる包括的な過程を指して和解と呼ぼうとする広義のものであり、これに対しては阿部の言う和解は「狭義のもの」とでも位置づけられる格好である。

むろんこの問題は、和解を「相対化された現実」として捉えようとする本研究会の志向性に由来する問題ではある。和解を掲げた取り組みがなされている現実を踏まえ、そのプロセスに焦点を当てながらも、その取り組みに視点を縛られずに包括的な過程の中で検討するという、いわば二重の視点を、本研究会は保持しているからである。とはいえ、同じ和解という言葉に、水準の異なる含意が担わされている状況は、明快さという点では大きな欠点であることも間違いない。

この問題への理論的な対処法はおそらく2つ考えられる。ひとつは、本研究会において注目しようとする包括的な過程を指す、適切な言葉を設定することである。つまり、本章筆者の用語法でいう(広義の)和解に代替する表現を探し当てることである。現時点までで組み立てている研究構想に照らせば、その候補となりうるのはおそらく「国家形成」だと思われるが、これはあまりに大きな概念だというところが難点である。また、本研究会での国家形成は着眼点としての意味合いが強いものであり、特定の事象を指し示す概念として用いるのは適切でないところがある。

もうひとつの対処法として考えられるのは、正義、和解に続く第3項の設定である。すなわちこれは、正義、和解というそれぞれのプロセスを相対化する形で作用している要素(ないしは領域)を理論的に措定し、研究対象をこの3要素から構成されるものとして概念化するやり方である。現時点で暫定的に言えば、この第3項としてもっともふさわしいのは「政治」――より正確な意味合いとしては「政治的なるもの(the political)」――ではないかと思われる。国家形成という着眼点を採用したそもそもの問題意識に立ち返ると、何らかの合目的的に設計、実践される政策的な過程が、所期の目的から逸脱したり、不首尾に終わったり、予想外の結果を生みだしたりするのは、そこに介在する政治的な力学の所産だという認識は自然なもののように思われる。また、初年度の議論を通して出てきた論点として、重要な政治家同士の対話、交渉、利益のやりとりなどを通して、紛争に由来する不満や対立が処理されるような過程を、和解をめぐる動きとの関連でどう捉えたらよいかというものがあった。この論点に照らせば、正義、和解に加えて「政治」という第3項を設定することには分析モデルとしての実用性も期待されるということになるかもしれない。

いずれにせよ、この点はさらなる精緻化が必要である。最終年度ではこの点を振り出しにして、研究を深めていくこととしたい。

### 参考文献

## 〈日本語文献〉

- 阿部利洋 [2007] 『紛争後社会と向き合う——南アフリカ真実和解委員会——』京都大学学 術出版会。
- ── [2011]「プロセスあるいは触媒としての和解──紛争後社会における和解概念をどうとらえるか──」(本報告書第1章)。
- 佐藤章 編 [2012] 『紛争と国家形成——アフリカ・中東からの視角——』アジア経済研究 所。
- 佐藤章 [2011]「コートジボワールの選挙後紛争とワタラ新政権の課題」(『アジ研 ワールド・トレンド』No.193 40-47ページ)。
- ―― [2012] 「紛争と国家の研究に向けて――国家形成という視点の可能性――」(佐藤章編『紛争と国家形成――アフリカ・中東からの視角――』アジア経済研究所 3-23 ページ)。
- 武内進一[2000]「アフリカの紛争——その今日的特質についての考察——」(武内進一編 『現代アフリカの紛争——歴史と主体——』アジア経済研究所 3-52 ページ)。
- 望月康恵[2011]「真実和解委員会と特別裁判所」(落合雄彦編『アフリカの紛争解決と平和構築――シエラレオネの経験――』昭和堂 119-140ページ)。

#### 〈外国語文献〉

- Bliesemann de Guevara, Berit [2010] "Introduction: The Limits of Statebuilding and the Analysis of State-Formation," *Journal of Intervention and Statebuilding*, Vol.4, No.2 (June), pp.111-128.
- Goodhand, Jonathan, and David Hulme [1999] "From Wars to Complex Political Emergencies: Understanding Conflict and Peace-Building in the New World Disorder," *Third World Quarterly*, Vol.20, No.1, pp.13-26.
- Hagmann, Tobias, and Markus V. Hoehne [2009] "Failures of the State Failure Debate: Evidence from the Somali Territories," *Journal of International Development*, 21, 42-57.
- Hayner, Priscilla B. [2011] Unspeakable Truths: Transitional Justice and the Challenge of Truth Commissions (Second Edition), New York and London: Routledge.
- Paris, Roland, and Timothy D. Sisk, eds. [2009] *The Dilemmas of Statebuilding: Confronting the Contradictions of Postwar Peace Operations*, Abingdon and New York: Routledge.
- Paris, Roland, and Timothy D. Sisk [2009] "Introduction: Understanding the Contradictions of

Postwar Statebuilding," in Roland Paris and Timothy D. Sisk eds., *The Dilemmas of Statebuilding: Confronting the Contradictions of Postwar Peace Operations*, Abingdon and New York: Routledge, pp.1-20.